○法務省告示第三百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 ［略］ 名称：パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社 所在地：大阪府門真市大字門真千四十八番地 実習内容：プラスチック成形、家具製作、電子機器組立て ［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］ 名称：小川電気株式会社 所在地：新潟県魚沼市新保三百十一番地一 実習内容：電子機器組立て 備考　表中の［　］の記載は注記である。	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 ［同上］ 名称：パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社 所在地：栃木県真岡市松山町二十三番地 実習内容：プラスチック成形、家具製作、電子機器組立て ［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］ 名称： 所在地： 実習内容： ［同上］ ［項を加える。］

○法務省告示第三百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［略］ 名称：株式会社ＩＨＳ 所在地：茨城県東茨城郡大洗町磯浜町六千八百八十一番地 実習内容：ホテル業務	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［同上］ 名称： 所在地： 実習内容： ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。